

## ○多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則

(平成 30 年 9 月 6 日規則第 17 号)

**改正** 令和 3 年 3 月 10 日規則第 3 号 令和 5 年 7 月 5 日規則第 22 号  
令和 5 年 11 月 6 日規則第 28 号 令和 6 年 2 月 7 日規則第 2 号  
令和 6 年 3 月 28 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例(平成 30 年多古町条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土砂等の安全基準)

第 2 条 条例第 4 条の規則で定める土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。 ) は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項第 1 号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けたもの

2 前項第7号の町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その認定の可否を決定し、公共的団体認定(拒否)通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(許認可行為)

第4条 条例第7条第3項第3号の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。

(適用除外)

第5条 条例第7条第3項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 住居の用に供する区域内において行う庭等の造成又は維持、修繕等の通常管理行為として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他の既存施設の本来の機能を保全する目的で行うもので、既存地盤面の高さを超えない事業
- (3) 多古町農業委員会に届出を要する軽微な農地改良に該当する事業
- (4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設において行う事業
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業
- (6) 法令又は条例の規定に基づく処分による義務の履行により行う事業
- (7) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、許可が必要ないものと町長が認めた事業

(事前協議)

第6条 条例第7条第1項又は第16条第1項の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、特定事業事前協議書(別記第3号様式)に次に掲げる書面(条例第16条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、変更に係るものに限る。)を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 特定事業の設計説明、施工及び管理の方法、工程その他の施工に関する事項を記載した特定事業事前計画書
- (2) 施工体系表（別記第4号様式）
- (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (4) 特定事業場の地番一覧表（地番、地目、地積及び土地所有者ごとに記載したもの。第9条第3項第10号において同じ。）
- (5) 特定事業場及びその周辺の土地に係る公図の写し（地目、土地所有者の住所及び氏名、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載し、特定事業区域、特定事業場及びこれに隣接する土地との境界が色分けで区分されているもの。第9条第3項第15号において同じ。）
- (6) 特定事業場の土地の登記事項証明書
- (7) 特定事業場の実測求積図
- (8) 特定事業場の現況平面図及び縦横断面図（縦横断面図にあつては、縦横断面ごとに現況地盤面の勾配の最大角度が記載されているもの。）
- (9) 特定事業場の計画平面図及び縦横断面図（縦横断面図にあつては、縦横断面ごとに特定事業区域の高さ（特定事業により生じた法面の最下部と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び特定事業場に隣接する前面の公道（土砂等の搬入口に接する公道をいう。）との高低差の数値が記載されているもの。以下同じ。）
- (10) 特定事業に使用する土砂等の予定量の計算書
- (11) 現況排水平面図及び縦横断面図
- (12) 排水計画平面図、縦横断面図及び構造図（平面図にあつては、雨水等を流下させる方法が記載されているもの。第9条第3項第19号において同じ。）
- (13) 放流先水路の流域図及び断面図（雨水等が集中しやすい地形の土地に施工する場合にあつては、特定事業区域の周囲の流域図を含む。）
- (14) 流量計算書
- (15) 特定事業に使用する土砂等の搬入計画が定まっている場合は、その搬入計画及び搬入経路図（一時堆積特定事業の場合にあつては、搬入及び搬出計画並びに経路図）
- (16) 事故防止対策及び生活環境の保全対策に係る書面
- (17) 埋立て等に関する工事経歴書（別記第5号様式）
- (18) 特定事業に係る資金計画書又は収支予算書及び資力を証する書面（残高証明書等）
- (19) 第13条に規定する特定事業を行う場合にあつては、建設業許可証明書
- (20) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面

- 2 町長は、条例第8条第1項に規定する協議が調ったときは、その許可を受けようとする事業主等に対し、特定事業事前協議済み通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。この場合において、当該通知をした日から起算して1年以内に条例第11条第1項又は第2項に規定する申請がなされない場合には、その効力を失うものとする。

（土地所有者等及び隣接住民等の同意）

第7条 条例第9条第1項の特定事業の施工の妨げとなる権利として規則で定めるものは、地上権、永小作権、質権及び賃借権とする。

- 2 条例第9条第1項の規定による同意は、条例第7条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けようとする場合にあつては特定事業区域施工同意書（別記第7号様式）、条例第7条第2項若しくは第17条第1項の届出をしようとする場合にあつては特定事業区域(300平方メートル未満)施工同意書（別記第8号様式）によるものとする。

- 3 条例第9条第2項の規定による同意は、隣接土地所有者同意書（別記第9号様式）及び周辺住民(土地所有者)同意書(別記第10号様式)によるものとし、特定事業区域から300メートル以内の区域に居住する世帯については、世帯数調査書(別記第11号様式)によるものとする。

- 4 前2項に掲げる同意書のうち、周辺住民(土地所有者)同意書を除く同意書については、その同意者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法人にあつては、代表者の印鑑証明書であつて法務局が発行したもの。以下同じ。）を添付しなければならない。

- 5 第9条第1項及び第2項に規定する説明すべき特定事業の計画は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（条例第16条第1項の許可を受けようとする場合にあつては、変更に係る事項に限る。）とする。

(1) 一時堆積特定事業以外の特定事業の場合

ア 事業主等の氏名又は名称、住所（法人にあつては、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び連絡先

イ 特定事業の目的及び跡地利用計画

ウ 特定事業区域の位置及び面積

エ 特定事業の期間

オ 特定事業に使用する土砂等の区分及び予定量

カ 特定事業完了後の特定事業区域の構造

キ 特定事業区域の流末の状況及び排水計画

ク 特定事業が行われている間の土砂等による災害の防止対策

ケ 特定事業が行われている間の事故防止及び生活環境の保全対策

(2) 一時堆積特定事業の場合

ア 前号アからエ、ク及びケに掲げる事項

イ 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

ウ 一時堆積特定事業に使用する土砂等の搬入及び搬出の年間予定量

エ 一時堆積特定事業に使用する土砂等の搬入及び搬出計画

6 前項の規定にかかわらず、特定事業が条例第7条第2項又は第17条第1項の届出をしようとする特定事業である場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（条例第17条第1項の届出をしようとする場合にあっては、変更に係るものに限る。）とする。

(1) 一時堆積特定事業以外の特定事業の場合 前条第1号アからカに掲げる事項

(2) 一時堆積特定事業の場合 前項第1号アからエ、第2号イ及びエに掲げる事項

(住民説明会等)

第8条 条例第10条第1項の住民説明会又は第2項の周知は、その内容についてあらかじめ町と協議し、条例第8条第1項に規定する協議の結果を踏まえた上、速やかに行わなければならない。

2 条例第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、住民説明会において説明すべき周辺住民の範囲について、原則として、当該事業区域の存する区又は自治会（事業区域が隣接する区又は自治会に近接する場合は、その区又は自治会を含む。以下同じ。）の住民に対し、回覧等により参加希望に係る調査を行ったうえで決定し、その他必要な事項については、当該事業区域の存する区又は自治会と協議するものとする。

3 住民説明会において説明すべき事項は、前条第5項各号に掲げる事項とする。

4 条例第10条第2項の規則で定める方法は、前条第5項各号に掲げる事項を記載した書面を配付又は回覧する方法とする。

5 条例第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、住民説明会が終了したときは、説明会が終了するごとに、速やかに、出席者名簿及び会議録を作成し、説明会に使用した資料（説明会に代えて周知した場合にあっては、周知に使用した資料）とともに住民説明会報告書（別記第12号様式）に添付して町長に提出しなければならない。

(許可の申請)

第9条 条例第11条第1項及び第2項の申請書は、特定事業許可申請書（別記第13号様式）とする。

2 条例第11条第1項第12号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に定める方法により検査して得られたものでなければならない。

(1) 検査は、次に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれに定める数以上の区域に等分して行うこと。

ア 3,000 平方メートル未満 1

イ 3,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 2

ウ 10,000 平方メートル以上 イに定める数に 10,000 平方メートルを超えるごとに 1 を加算した数

(2) 検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに、土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 検査は、前号の規定により採取された試料ごとに、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

3 条例第 11 条第 1 項の規則で定める書面は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 施工体系表（別記第 4 号様式）

(2) 事業主等の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(3) 事業主等が条例第 14 条第 1 号クに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(4) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し

(5) 事業主等に第 11 条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(6) 施工管理者選任書（別記第 14 号様式）及びその者の資格又は施工管理経歴を証する書面並びに本人であることが確認できることを証する書面の写し

(7) 事業主等（未成年者にあっては、事業主等及びその法定代理人）の誓約書（別記第 15 号様式）

(8) 請負契約等により特定事業を行う者がある場合にあっては、当該請負契約等に係る書面の写し

(9) 特定事業の設計説明、施工及び管理の方法、工程、施工に係る組織系統その他町長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書

(10) 特定事業場の位置図及び付近の見取図

(11) 特定事業場の地番一覧表

(12) 特定事業場及びその周辺の土地に係る公図の写し

(13) 特定事業場の土地の登記事項証明書

(14) 特定事業区域に隣接する土地との境界に係る境界確定図の写し

(15) 特定事業区域に隣接する土地との境界を明らかにする杭等の設置地点を示した図面及び当該杭等の設置状況の写真

- (16) 特定事業場の実測求積図
- (17) 特定事業場の計画平面図及び縦横断図（特定事業場の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- (18) 特定事業に使用する土砂等の予定量の計算書及び搬入計画書
- (19) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第 16 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第 17 号様式。計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条第 1 項の規定により登録された測量士のうち濃度に係る測量士（以下「環境測量士」という。）が発行したのものに限る。以下同じ。）
- (20) 特定事業区域の地盤の土質調査等を行った場合にあっては、その結果に関する書面
- (21) 特定事業に使用する発生場所ごとの土砂等の土質試験又は試験施工を行った場合にあっては、その結果に関する書面及び当該結果に基づく安定計算書
- (22) 擁壁を用いる場合にあっては、当該断面図及び背面図並びに構造計算書
- (23) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (24) 排水計画平面図、縦横断図及び構造図
- (25) 流量計算書
- (26) 現場事務所その他特定事業に供する施設を設置する場合にあっては、当該計画書
- (27) 特定事業に使用する土砂等の搬入経路（一時堆積場を経由する場合にあっては、当該一時堆積場の位置図、名称、管理者及びその連絡先並びに現場の写真（土砂等の発生場所が異なる土砂等が混ざり合わないように必要な措置が講じられていることが確認できるものに限る。以下同じ。））
- (28) 事故防止対策及び生活環境の保全対策に係る書面
- (29) 他の法令等の許認可等又は届出を要する場合にあっては、当該許認可等を受け、又は届出をしたことを証する書面
- (30) 第 7 条第 2 項に規定する特定事業区域施工同意書
- (31) 第 7 条第 3 項に規定する隣接土地所有者同意書
- (32) 第 7 条第 3 項に規定する周辺住民(土地所有者)同意書
- (33) 第 7 条第 3 項の規定する世帯数調査書
- (34) 第 7 条第 4 項に規定する印鑑登録証明書
- (35) 条例第 10 条第 4 項の規定による協定を締結した場合にあっては、協定書の写し
- (36) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面

- 4 条例第 11 条第 2 項の規則で定める書面は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 前項第 1 号から第 16 号、第 19 号、第 28 号から第 34 号までに掲げる書面
  - (2) 特定事業場の計画平面図
  - (3) 一時堆積の計画平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
  - (4) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
  - (5) 一時堆積特定事業に使用する土砂等の搬入及び搬出計画書（許可の決定等）

第 10 条 町長は、条例第 11 条第 1 項又は第 2 項の申請があつたときは、その可否を決定し、特定事業許可（不許可）決定通知書（別記第 18 号様式）により当該申請をした事業主等及び条例第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等に通知するものとする。

（特定事業の届出等）

第 11 条 条例第 12 条の届出書は、特定事業届出書（別記第 19 号様式）とする。

2 条例第 12 条の規則で定める書面は、次に掲げる区分に応じた書面とする。

(1) 一時堆積特定事業以外の特定事業の場合

ア 第 9 条第 3 項第 10 号、第 12 号、第 13 号、第 17 号及び第 29 号に掲げる書面

イ 特定事業に使用する土砂等の予定量

ウ 特定事業に関し当該特定事業区域の土地所有者等の同意を得たことを証する書面（当該土地所有者等と事業主等が同一である場合を除く。）

エ その他町長が必要と認める書面

(2) 一時堆積特定事業の場合

ア 第 9 条第 1 項第 10 号、第 26 号及び第 29 号並びに同条第 4 項第 2 号から第 5 号に掲げる書面

イ 前号ウに掲げる書面

ウ その他町長が必要と認める書面

3 町長は、条例第 12 条の届出書の提出があつたときは、特定事業届出受理書（別記第 20 号様式）を届出者に交付するものとする。

（使用人）

第 12 条 条例第 14 条第 1 号ケ及びコの規則で定める使用人は、事業主等の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（法人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの



(必要な能力を有する特定事業)

第13条 条例第14条第3号の規則で定める特定事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上となる事業
- (2) 水平面に対し30度を超える角度をなす土地に施工する事業
- (3) 軟弱な地盤に施工する事業
- (4) 特定事業区域の高さが5メートル以上となる事業
- (5) 地下排水施設又は特定事業区域の面積が1,500平方メートル以上の排水施設を設置する事業
- (6) 擁壁の設置又は張工を行う事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に専門的施工能力が必要と町長が認める事業

2 条例第14条第3号に規定する必要な能力は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可（同法別表下欄に規定する土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業の許可に限る。）を有することとする。

(施工管理者の要件)

第14条 条例第14条第4号の規則で定める施工管理者の要件は、別表第3に定めるとおりとする。

(土砂等の基準)

第15条 条例第14条第6号の規則で定める土砂等の基準は、次の各号に掲げる区分に応じたものとする。

- (1) 一時堆積特定事業以外の特定事業の場合
  - ア 安全基準に適合していること。
  - イ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土若しくは第3種建設発生土又は採取土砂等であること。
  - ウ 改良土でないこと。
  - エ 発生場所が千葉県の区域であり、かつ、当該発生場所が特定していること。
- (2) 一時堆積特定事業の場合
  - ア 前号ア、イ及びエに該当するものであること。
  - イ あらかじめ搬出先が定まっていること。

(構造上の基準)

第16条 条例第14条第7号の規則で定める基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(事故防止及び生活環境等の保全上の基準)

第 17 条 条例第 14 条第 8 号の規則で定める基準は、別表第 5 に定めるとおりとする。

(変更許可の申請等)

第 18 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業主等の氏名又は名称及び住所(法人にあっては、名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名)の変更

(2) 事業主等の法定代理人の氏名又は住所(法人にあっては、名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名)の変更

(3) 次に掲げる者の変更

ア 事業主等が法人である場合におけるその役員

イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員

ウ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者

エ 第 11 条に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものであって、特定事業区域の構造上支障がないと認める変更に限る。)

(6) その他町長が軽微と認める事項の変更

2 条例第 16 条第 3 項の申請書は、特定事業変更許可申請書(別記第 21 号様式)とする。

3 条例第 16 条第 3 項の規則で定める書面は、第 9 条第 3 項各号又は第 4 項各号に掲げる書面のうち変更に係るものとする。

4 条例第 16 条第 8 項の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書(別記第 22 号様式)を提出して行わなければならない。

(変更許可の決定等)

第 19 条 町長は、条例第 16 条第 3 項の申請があったときは、その可否を決定し、特定事業変更許可(不許可)決定通知書(別記第 23 号様式)により当該申請をした事業主等及び条例第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等に通知するものとする。

(届出に係る特定事業の変更届出等)

第 20 条 条例第 17 条第 1 項の届出書は、届出に係る特定事業の変更届出書(別記第 24 号様式)とする。

2 条例第 17 条第 3 項の規則で定める書面は、第 11 条第 2 項各号に掲げる書面のうち変更に係る書面とする。

3 町長は、条例第 17 条第 3 項の届出があったときは、届出に係る届出に係る特定事業の変更届出受理書(別記第 25 号様式)を届出者に交付するものとする。

(標識)

第 21 条 条例第 19 条第 1 項に規定する標識は、特定事業に関する標識(別記第 26 号様式)とする。

2 条例第 19 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定事業に係る条例第 7 条第 1 項の許可の年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 事業主等の氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (5) 前項に定める者の連絡先の電話番号
- (6) 特定事業の許可等の期間
- (7) 特定事業区域の面積
- (8) 特定事業に使用する土砂等の区分
- (9) 特定事業に使用する土砂等の搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
- (10) 施工管理責任者の氏名及び職名
- (11) 特定事業区域の見取図  
(特定事業の開始の届出)

第 22 条 条例第 20 条の規定による届出は、特定事業開始届出書(別記第 27 号様式)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第 23 条 条例第 21 条の規定による届出は、特定事業に使用する土砂等の量が 5,000 立法メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(別記第 28 号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第 21 条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の事業者が発行した土砂等発生元証明書(別記第 29 号様式)とする。

3 条例第 21 条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う土砂等の地質分析は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第 21 条第 1 号の土砂等が公共特定事業により発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該公共特定事業

を発注した者が発行した公共特定事業土砂等発生元証明書(別記第 30 号様式)とする。

- 6 条例第 21 条第 2 号の土砂等が採取土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書(別記第 31 号様式)とする。

(土砂等管理台帳)

第 24 条 条例第 22 条第 1 項の管理台帳は、土砂等管理台帳(別記第 32 号様式。一時堆積特定事業にあつては、土砂等管理台帳(一時堆積特定事業用)(別記第 33 号様式))とする。

- 2 条例第 22 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業主等の氏名又は名称(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 特定事業の許可又は届出の番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可又は届出の期間
- (5) 特定事業に使用する土砂等の量(一時堆積特定事業にあつては、年間の搬入及び搬出の予定量)
- (6) 施工者の氏名又は名称(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (7) 施工管理責任者の氏名及び職名
- (8) 特定事業に使用する土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (9) 特定事業に使用する土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び期間並びに当該工事の責任者の氏名及び連絡先の電話番号
- (10) 搬入する土砂等の区分
- (11) 特定事業に使用する土砂等の発生場所の事業者との間の契約において、土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (12) 土砂管理台帳は毎月の末日までに、当該月中における条例第 22 条第 1 項の規定による記載を終了していなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第 25 条 条例第 22 条第 2 項の規定による報告は、特定事業を開始した日から 1 月ごと当該 1 月を経過した日から 1 週間以内(特定事業の休止をしようとするとき(当該休止をしようとする期間が 2 月以上であるときに限る。))は当該休止をしようとする期間の開始の日から 1 週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第 25 条第 3 項、第 26 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定による届出のとき)に、特定事業状況報告書(別記第 34 号様式。一時堆積特定事業にあ

っては一時堆積特定事業状況報告書（別記第 35 号様式）を提出して行わなければならない。

（地質検査等）

第 26 条 条例第 23 条第 1 項の規定による地質検査(以下「地質検査」という。)は、特定事業を開始した日から 2 月ごと(条例第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、町長の指定する期日)に町長の指定する職員の立会いの上、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、原則として、特定事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
  - (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前項の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点を基点として 5 メートルから 10 メートルまでの間の 4 地点(当該地点がない場合にあつては、区域の中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行うこと。ただし、町職員から採取地点を指定された場合にあつては、当該指定を受けた地点の土壌とする。
  - (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第 1 号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあつては、町長が定めるところにより、同号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1 試料とすることができる。
  - (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。
- 2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、地質検査は、前項の規定にかかわらず、一時堆積特定事業を開始した日から 2 月ごと(条例第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、町長が指定する期日)に、町長の指定する職員の立会いの上、特定事業区域ごとに 1 地点から採取した土砂等を 1 試料とし、前項 4 号に定める方法により行わなければならない。ただし、町長が承認した場合にあつては、複数の区域から採取された土砂等を混合し、1 資料とすることができる。
- 3 条例第 23 条第 1 項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から 2 月ごと(条例第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、町長が指定する期日)に、町長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に

係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法により行わなければならない。

4 条例第 23 条第 1 項の規定による地質検査及び水質検査は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 搬入された土砂等が全て公共特定事業により採取された土砂等又は採取土砂等であるとき
- (2) 2 月ごとの地質検査又は水質検査を行った後に土砂等の搬入がないとき
- (3) 一時堆積特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合、又は一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されているとき
- (4) 水質検査の試料を採取する日に当該試料がないとき
- (5) その他搬入された土砂等について、土壌の汚染がないと町長が認めたとき  
(地質検査等の報告)

第 27 条 条例第 23 条第 1 項の規定による報告は、特定事業を開始した日から 2 月ごとに当該 2 月を経過した日から 2 週間以内(条例第 25 条第 1 項、第 26 条第 3 項、又は第 27 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあっては、町長の指定する期日まで)に、特定事業地質等検査結果報告書(別記第 36 号様式)に次の各号に掲げる書面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条第 1 項第 3 号の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書
- (3) 前条第 3 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(別記第 37 号様式)。ただし、環境計量士の発行したものに限る。

(特定事業の廃止等に係る届出)

第 28 条 条例第 25 条第 1 項の規定による届出は、特定事業廃止・休止事前届出書(別記第 38 号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第 25 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業を廃止しようとする年月日又は休止しようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は休止しようとする場合の工程
- (7) 一時堆積特定事業にあっては、特定事業場のうち土砂等が堆積されている面積

3 条例第 25 条第 3 項の規定による届出は、特定事業廃止届出書(別記第 39 号様式)を提出して行わなければならない。

4 条例第 25 条第 5 項の規定による通知は、特定事業廃止確認結果通知書(別記第 40 号様式)によるものとする。

(特定事業の完了に係る届出)

第 29 条 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書(別記第 41 号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第 26 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号

(2) 特定事業区域の位置

(3) 特定事業の許可等の期間

(4) 特定事業の完了の予定年月日

(5) 特定事業の完了までの工程

3 条例第 26 条第 3 項の規定による届出は、特定事業完了届出書(別記第 42 号様式)を提出して行わなければならない。

4 条例第 26 条第 4 項の規定による通知は、特定事業完了確認結果通知書(別記第 43 号様式)によるものとする。

(特定事業の終了に係る届出)

第 30 条 条例第 27 条第 1 項の規定による届出は、特定事業終了事前届出書(別記第 44 号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第 27 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号

(2) 特定事業区域の位置

(3) 特定事業の許可等の期間

(4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第 27 条第 3 項の規定による届出は、特定事業終了届出書(別記第 45 号様式)を提出して行わなければならない。

4 条例第 27 条第 4 項の規定による通知は、特定事業終了確認結果通知書(別記第 46 号様式)によるものとする。

(譲受けの許可等の申請等)

第 31 条 条例第 28 条第 2 項の申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記第 47 号様式)とする。

2 条例第 28 条第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 譲り受けようとする特定事業の許可等の年月日及びその番号

(2) 特定事業区域の位置

(3) 譲り受けようとする特定事業の許可等の期間

- (4) 施工管理者の氏名及び職名
  - (5) 譲り受けの理由
  - (6) 譲り受けようとする者が未成年者である場合で、その法定代理人が法人であるときにあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名
  - (7) 譲り受けようとする者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
  - (8) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
  - (9) 譲り受けようとする者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 3 条例第28条第2項の規則で定める書面は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 譲り受けようとする者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
  - (2) 譲り受けようとする者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法人にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
  - (3) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
  - (4) 譲り受けようとする者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の資格を証する書面又は施工管理経歴を証する書面の写し並びに本人であることを証する書面の写し
  - (5) 新たに施工管理者を選任する場合にあっては、施工管理者選任書(別記第14号様式)及びその者の住民票の写し
  - (6) 譲り受けの相手方が発行する譲り受けを証する書面
  - (7) 譲り受けようとする者の埋立て等に関する工事経歴書(別記第5号様式)
  - (8) 譲り受けようとする者の特定事業に係る資金計画書又は収支予算書及び資力を証する書面(残高証明書等)
  - (9) 譲り受けようとする者(未成年者にあっては、譲り受けようとする者及びその法定代理人)の誓約書(別記第15号様式)
  - (10) 請負契約等により新たに特定事業を行う者がある場合にあっては、当該請負契約等に係る契約書面の写し
  - (11) 特定事業区域施工同意書(別記第7号様式)及び同意者の印鑑登録証明書
  - (12) 条例第10条第4項に規定する協定を新たに締結した場合にあっては、その協定書の写し
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面



4 条例第 28 条第 7 項に規定する届出書は、特定事業譲受け届出書(別記第 48 号様式)とする。

5 条例第 28 条第 7 項の規則で定める書面は、特定事業区域施工承諾書(別記第 8 号様式)とする。

(譲受け許可等の決定)

第 32 条 町長は、条例第 28 条第 2 項の申請があったときは、その許可の可否を決定し、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(別記第 49 号様式)により当該申請をした者及び条例第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等に通知するものとする。

(相続等の届出)

第 33 条 条例第 29 条第 2 項の届出書は、特定事業相続等届出書(別記第 50 号様式)とする。

(土地所有者等による施工状況の確認)

第 34 条 条例第 33 条第 2 項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月 1 回以上、当該施工の状況が条例第 9 条第 1 項の同意に当たって確認した事項との適合性、土砂等の崩落、飛散、流出又は排水による災害が発生するおそれの有無、当該特定事業区域の周辺地域の生活環境及び自然環境に影響の有無について自ら確認することにより把握しなければならない。ただし、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることができる。

(身分を示す証明書)

第 35 条 条例第 37 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第 51 号様式)とする。

(書面等の提出部数)

第 36 条 条例及びこの規則の各規定により町長に提出する書面及びこれに添付する書面の部数は、正副各 1 部とする。

(代執行費用徴収職員)

第 37 条 行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 6 条第 1 項の規定により国税滞納処分の例によるものとされる徴収に関する事務に従事する職員(以下「代執行費用徴収職員」という。)は、生活環境課に所属する職員とする。

2 町長は、代執行費用徴収職員に代執行費用徴収職員証(別記第 52 号様式)を交付するものとする。

3 代執行費用徴収職員は、第 1 項に掲げる事務を行うときは、代執行費用徴収職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 異動その他の理由により、代執行費用徴収職員でなくなった者は、速やかに代執行費用徴収職員証を町長に返還しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 20 日から施行する。  
(多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の廃止)
- 2 多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 10 年多古町規則第 10 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に条例附則第 2 項の規定による廃止前の多古町小規模埋めたて等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 10 年多古町条例第 6 号)第 6 条に規定する許可を受けている者に係る旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際、現に発行されている旧規則第 14 条に規定する身分証明書は、第 25 条の規定による身分証明書とみなす。

附 則(令和 3 年 3 月 10 日規則第 3 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 5 日規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に条例附則第 2 項の規定による改正前の多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例(平成 30 年多古町条例第 13 号。以下「改正前の条例」という。)第 9 条第 1 項に規定する許可を受け、又は改正前の条例第 10 条の届出をして事業を行っている者に係る改正前の多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(令和 5 年 11 月 6 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 7 日規則第 2 号)

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(一年一月一日規則第一号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条、第9条第2項第3号、第23条第4項及び第26条第1項第4号関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	液体中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1 又は5. 5に定める 方法
クロロエチ レン (別名 塩化ビニル 又は塩化ビ ニルモノマ ー)	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げ る方法
1, 2-ジクロ ロエタン	検液1リットルにつき0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2、 5. 3. 1 又は5. 3. 2に定める方法
1, 1-ジクロ ロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミ リグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2に定める方法
1, 2-ジクロ ロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミ リグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2 又は5. 3. 2に定める方 法、トランス体にあつては日本産業規 格 K0125 の5. 1、5. 2 又は5. 3. 1に 定める方法
1, 1, 1-ト リクロロエ タン	検液1リットルにつき1ミリ グラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1 又は5. 5に定める 方法
1, 1, 2-ト リクロロエ タン	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1 又は5. 5に定める 方法
トリクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1 又は5. 5に定める 方法
テトラクロ ロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2、 5. 3. 1、5. 4. 1 又は5. 5に定める 方法
1, 3-ジクロ ロプロペン	検液1リットルにつき0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に 掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の 第1 又は第2に掲げる方法
チオベンカ ルブ	検液1リットルにつき0.02ミ リグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の 第1 又は第2に掲げる方法

ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67. 2、67. 3、67. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34. 1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34. 4 に定める方法又は規格 34. 1. 1c に定める方法及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
水素イオン濃度	水素指数 5.8 以上 8.6 以下であること	規格 12. 1 に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
  - (1) 乾土 20 グラム相当量の生土又は風乾細土を 100 ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
  - (2) 純水又は塩化カリウム液（1N 塩化カリウム液に約 N/10 水酸化カリウム液を加えて pH7.0 に調整したもの）を 50 ミリリットル加える（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5 とする。）。
  - (3) (2)により pH を調整した試料液をかくはん振とうした後 1 時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
  - (4) 測定結果には「pH (H2O) 又は pH (KC1)」と付記し、測定条件を明確にする。

別表第 2(第 4 条関係)

- 1 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 4 条第 1 項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)に基づく土地改良事業
- 4 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和 25 年法律第 137 号)第 39 条第 1 項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 37 条第 1 項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第 31 条、第 34 条第 2 項及び第 44 条において準用する第 34 条第 2 項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 7 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第 32 条第 1 項の規定による道路の占用の許可及び同法第 91 条第 1 項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)に基づく土地区画整理事業及び同法第 76 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 6 条第 1 項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) 第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 20 条第 3 項の規定による特別地域内及び第 21 条第 3 項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 18 条第 1 項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 24 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項及び第 58 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業及び同法第 66 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為

- 18 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による農用地域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業等の基準に関する条例(昭和44年千葉県条例第50号)第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業等
- 24 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条、第10条第1項及び第12条第1項の規定による許可(同法第10条第2項及び第12条第2項の適用を受ける場合を含む。)を要する行為
- 25 千葉県自然環境保全条例(昭和48年千葉県条例第1号)第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為

別表第3(第14条関係)

施工管理者の要件	
特定事業の区分	必要な資格
1 一時堆積特定事業であって、次のいずれかに該当するとき (1) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上となるとき (2) 水平面に対し30度を超える角度をなす土地に施工するとき (3) 軟弱な地盤に施工するとき (4) 事業区域の高さが5メートル以上となるとき (5) 地下排水施設又は事業区域の面積が1,500	建設業法による1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士(土木)の国家資格を有する者

<p>平方メートル以上の排水施設を設置するとき</p> <p>(6) 擁壁の設置又は張工を行うとき</p> <p>(7) 上記に掲げるもののほか、高度な施工管理が必要と町長が認めるとき</p>	
<p>2 上記以外の特定事業</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学において、土木工学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1 年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前記のいずれかに該当する者の指導監督のもとに 10 年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者、又はそれと同等の能力を有すると認める者</p>

別表第 4(第 16 条関係)

項目	構造上の基準
一時堆積特定事業以外の特定事業	
1 地盤対策	<p>(1) 特定事業区域（以下「事業区域」という。）の地盤に対する土質調査等が行われること。ただし、当該事業区域が岩盤等（風化の著しいものを除く。）の安定した地盤である場合にあっては、そのことを証する資料をもって土質調査等に代えることができる。</p> <p>(2) 事業区域の地盤が水平面に対しおおむね 15 度以上である場合にあっては段切りの措置が、30 度以上である場合にあっては、土質調査等の結果に応じて、抑止杭又はアンカーの設置、擁壁、土留、土の置換えその他の措置が講じられること。</p> <p>(3) 事業区域が軟弱な地盤である場合は、土質調査等の結果に応じて、土の置換え、水抜き、土壌改良その他の必要な措置が講じられること。</p>



	<p>(4) 事業区域の地盤に草木等があるときは、全て伐採し、除根されること。</p>
2 埋立て及び盛土	<p>(1) 事業区域の高さは、原則として、事業区域と隣接する前面の公道又は事業区域と隣接する土地の現況地盤の最高地点を起点として、1メートル未満であること。ただし、土地の利用上やむを得ない場合にあっては、構造の安全性及び事業区域周辺の建造物の有無、日照、景観その他生活環境の保全上支障がないと町長が認める高さ。</p> <p>(2) 事業区域の高さが5メートル以上となる場合は、あらかじめ、発生場所ごとの土砂等の土質試験又は試験施工が行われること。</p> <p>(3) 法面の勾配は、次に掲げる区分に応じたものであること。</p> <p>ア 事業区域の高さが5メートル未満の場合 垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートルの勾配</p> <p>イ 事業区域の高さが5メートル以上の場合 土質試験に基づく安定計算により安全性が確認された勾配</p> <p>(4) 事業区域の高さが5メートル以上である場合は、高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を法面に設けること。</p> <p>(5) 法面に道路又は建造物が近接する場合にあっては、法面または法面の最下部に落石等防止のための柵等の防護施設が設置されること。</p> <p>(6) 埋立て等の巻き出しは、おおむね30センチメートルの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層を盛るごとに十分に締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止杭等の設置その他の措置が講じられること。</p> <p>(7) 特定事業が行われている間、雨天時に備え、法面への防水シートの展張、法肩に対する小堰堤の設置その他雨水等から法面を保護するための措置が講じられること。</p> <p>(8) 特定事業が行われている間、事業区域内に必要な場所に丁張等が設置されていること。施工上の事由によりやむを得ずこれを取り外す場合は、必要な施工を終えた後に復元されること。</p>
3 擁壁	<p>(1) 法面の勾配及び小段が前記の基準によることが困難又は適当でない場合その他法面の崩落を防止するため町長が必要と認める場合は、擁壁を設置すること。</p> <p>(2) 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。</p>
4 排水対策	<p>(1) 事業区域及び周辺地域の地形及び流域、放流先水路の整備状況及び排水処理能力、水利関係、排水設備の維持管理その他必要な事項が調査され、総合的に勘案された対策であること。</p> <p>(2) 湧水が存在する土地、沢状の地形の土地その他雨水等が集中しやすい土地に施工するときは、地下排水施設の設置その他の措置が講じられること。</p>

	<p>(3) 放流先水路が未整備又は排水能力に支障をきたすおそれがある場合は、特定事業による影響が及ぶ範囲まで排水施設の設置その他必要な措置が講じられること。また、排水先水路がごみ、土砂等により流水阻害されている場合は、排水による影響範囲までしゅんせつ等の措置が講じられること。</p> <p>(4) 法面の小段には、雨水等が法肩方向へ流下しないよう、反対方向に100分の2以上の勾配をとるとともに、排水溝が設置されること。ただし、この基準によることが適当でない場合で他に必要な措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(6) 放流については、関係権利者と十分に協議されていること。</p>
5 表 土保 護	<p>(1) 事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられること。</p> <p>(2) 法面は、擁壁を設置する場合を除き、土質、勾配、流下水等の状況に応じて、構造物張り、法枠、植生、水抜きその他の保護措置が講じられること。植生による場合は、土質、育成条件、周辺環境等に応じて、施工後速やかに緑化され、永続的な植生となる工種であること。</p>
一時堆積特定事業	
6 共 通	<p>(1) 一時堆積の底面積は、一山につき100平方メートル未満であること。</p> <p>(2) 一時堆積の高さ（法面の最下部と最上部の高低差をいう。）は、3メートル未満であること。</p> <p>(3) 一時堆積が最大となった場合における法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配をとり、一山につきその周囲4メートル以上の保安地帯が設置されていること。ただし、事業区域が遮断壁等で遮断され、かつ、土砂等が流出するおそれがないと認める構造である場合は、この限りでない。</p>

別表第5(第17条関係)

事故防止及び生活環境を保全するための必要な措置	
項目	基準
1 基本	<p>(1) 施工時間（土砂等の搬入時間を含む。）は、午前8時30分から午後5時までであること。</p> <p>(2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第64号）の規定による休日及び12月28日から翌年1月3日までは、工事が行われないこと。ただし、災害の発生防止等の緊急を要する場合又は町若しくは関係機関から指示があつた場合は、この限りでない。</p>

2 事故防止	<p>(1) 特定事業場（以下「事業場」という。）には、町と協議の上、みだりに人が立ち入り、又は不法投棄がなされないよう、必要な箇所に門扉、柵等の設置その他の侵入等を防止する措置が講じられること。</p> <p>(2) 土砂等の運搬車両の出入口等には、交通量、道路形状、通学路の有無等を勘案の上、必要な人数の交通誘導員が配置されること。また、土砂等の搬入により他の交通に支障が生じた場合は、搬入時間帯の変更、交通誘導員の増配、安全施設の設置等の措置が講じられること。</p> <p>(3) 土砂等の運搬車両その他特定事業の用に供する車両の待機、転回等は、事業場内で行われること。</p> <p>(4) 事業場内に洗浄設備が設置され、特定事業の用に供する車両の洗浄及び事業場に接する道路の清掃を行い、交通に危険が生じないよう常に良好な路面状態が維持されること。</p> <p>(5) 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型貨物自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用しないこと。また、運搬事業者が土砂等を運搬させるときにあっても、同様であること。</p> <p>(6) 土砂等を運搬する際は、過積載を行わないこと。また、運搬事業者が土砂等を搬入させるときにあっても、同様であること。</p> <p>(7) 特定事業場に影響を及ぼす事故、人身の損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置等の必要な措置が講じられるとともに、速やかに、事故原因、経過、被害内容等について町に報告し、必要な関係機関に通報すること。</p>
3 生活環境の保全	<p>(1) 事業区域と隣接する土地の境界との間に、次に掲げる区分に応じた緩衝帯が設置されること。ただし、この基準によることが困難又は不適切であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 法面の高さが2メートル以上5メートル未満の場合 2メートル以上の緩衝帯</p> <p>イ 法面の高さが5メートル以上10メートル未満の場合 4メートル以上の緩衝帯</p> <p>ウ 法面の高さが10メートル以上の場合 法面の高さの1.5倍に相当する距離</p> <p>(2) 事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理に支障が生じないよう、必要な措置が講じられること。</p> <p>(3) 特定事業が行われている間において、事業区域外への排水の水質検査を行うために必要な措置が講じられること。</p> <p>(4) 必要に応じ、粉じん、騒音、振動等の郊外の発生防止に必要な措置が講じられること。</p>

別記第1号様式(第3条第2項関係)

公共の団体認定申請書  
公共の団体認定申請書  
[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 3 条第 3 項関係)

公共の団体認定(拒否)通知書  
公共の団体認定(拒否)通知書  
[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 6 条第 1 項関係)

特定事業事前協議書  
特定事業事前協議書  
[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 6 条第 1 項第 2 号関係)

施工体系表  
施工体系表  
[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 6 条第 1 項第 17 号関係)

埋立て等に関する工事経歴書  
埋立て等に関する工事経歴書  
[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 6 条第 2 項関係)

特定事業事前協議済み通知書  
特定事業事前協議済み通知書  
[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 7 条第 2 項関係)

特定事業区域施工同意書  
特定事業区域施工同意書  
[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 7 条第 2 項関係)

特定事業区域(300 平方メートル未満)施工同意書

特定事業区域(300 平方メートル未満)施工同意書

[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 7 条第 3 項関係)

隣接土地所有者同意書

隣接土地所有者同意書

[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 7 条第 3 項関係)

周辺住民(土地所有者)同意書

周辺住民(土地所有者)同意書

[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 7 条第 3 項関係)

世帯数調査書

世帯数調査書

[別紙参照]

別記第 12 号様式(第 8 条第 5 項関係)

住民説明会報告書

住民説明会報告書

[別紙参照]

別記第 13 号様式(第 9 条第 1 項関係)

特定事業許可申請書

特定事業許可申請書

[別紙参照]

別記第 14 号様式(第 9 条第 3 項第 6 号関係)

施工管理者選任書

施工管理者選任書

[別紙参照]

別記第 15 号様式(第 9 条第 3 項第 7 号、第 31 条第 3 項第 9 号関係)

誓約書

誓約書

[別紙参照]

別記第 16 号様式(第 9 条第 3 項第 19 号、第 27 条第 2 号及び第 3 号関係)

検査試料採取調書

検査試料採取調書

[別紙参照]

別記第 17 号様式(第 9 条第 3 項第 19 号、第 27 条第 2 号及び第 3 号関係)

地質分析(濃度)結果証明書

地質分析(濃度)結果証明書

[別紙参照]

別記第 18 号様式(第 10 条関係)

特定事業許可(不許可)決定通知書

特定事業許可(不許可)決定通知書

[別紙参照]

別記第 19 号様式(第 11 条第 1 項関係)

特定事業届出書

特定事業届出書

[別紙参照]

別記第 20 号様式(第 11 条第 3 項関係)

特定事業届出受理書

特定事業届出受理書

[別紙参照]

別記第 21 号様式(第 18 条第 2 項関係)

特定事業変更許可申請書

特定事業変更許可申請書

[別紙参照]

別記第 22 号様式(第 18 条第 4 項関係)

特定事業軽微変更届出書

特定事業軽微変更届出書

[別紙参照]

別記第 23 号様式(第 19 条関係)

特定事業変更許可(不許可)決定通知書

特定事業変更許可(不許可)決定通知書

[別紙参照]

別記第 24 号様式(第 20 条第 1 項関係)

届出に係る特定事業の変更届出書

届出に係る特定事業の変更届出書

[別紙参照]

別記第 25 号様式(第 20 条第 3 項関係)

届出に係る特定事業の変更届出受理書

届出に係る特定事業の変更届出受理書

[別紙参照]

別記第 26 号様式(第 21 条第 1 項関係)

特定事業に関する標識

特定事業に関する標識

[別紙参照]

別記第 27 号様式(第 22 条関係)

特定事業開始届出書

特定事業開始届出書

[別紙参照]

別記第 28 号様式(第 23 条第 1 項関係)

土砂等搬入届出書

土砂等搬入届出書

[別紙参照]

土砂等発生・処理フローシート

[別紙参照]

別記第 29 号様式(第 23 条第 2 項関係)

土砂等発生元証明書

土砂等発生元証明書

[別紙参照]

別記第 30 号様式(第 23 条第 5 項関係)

公共特定事業土砂等発生元証明書

公共特定事業土砂等発生元証明書

[別紙参照]

別記第 31 号様式(第 23 条第 7 項関係)

土砂等売渡・譲渡証明書

土砂等売渡・譲渡証明書

[別紙参照]

別記第 32 号様式(第 24 条第 1 項関係)

土砂等管理台帳

土砂等管理台帳

[別紙参照]

別記第 33 号様式(第 24 条第 1 項関係)

土砂等管理台帳(一時堆積特定事業用)

土砂等管理台帳(一時堆積特定事業用)

[別紙参照]

別記第 34 号様式(第 25 条関係)

特定事業状況報告書

特定事業状況報告書



[別紙参照]

別記第 35 号様式(第 25 条関係)

一時堆積特定事業状況報告書

一時堆積特定事業状況報告書

[別紙参照]

別記第 36 号様式(第 27 条関係)

特定事業地質等検査結果報告書

特定事業地質等検査結果報告書

[別紙参照]

別記第 37 号様式(第 27 条第 3 号関係)

排水汚染状況測定(濃度)結果証明書

排水汚染状況測定(濃度)結果証明書

[別紙参照]

別記第 38 号様式(第 28 条第 1 項関係)

特定事業廃止・休止事前届出書

特定事業廃止・休止事前届出書

[別紙参照]

別記第 39 号様式(第 28 条第 3 項関係)

特定事業廃止届出書

特定事業廃止届出書

[別紙参照]

別記第 40 号様式(第 28 条第 4 項関係)

特定事業廃止確認結果通知書

特定事業廃止確認結果通知書

[別紙参照]

別記第 41 号様式(第 29 条第 1 項関係)

特定事業完了事前届出書

特定事業完了事前届出書

[別紙参照]

別記第 42 号様式(第 29 条第 3 項関係)

特定事業完了届出書

特定事業完了届出書

[別紙参照]

別記第 43 号様式(第 29 条第 4 項関係)

特定事業完了確認結果通知書

特定事業完了確認結果通知書

[別紙参照]

別記第 44 号様式(第 30 条第 1 項関係)

特定事業終了事前届出書

特定事業終了事前届出書

[別紙参照]

別記第 45 号様式(第 30 条第 3 項関係)

特定事業終了届出書

特定事業終了届出書

[別紙参照]

別記第 46 号様式(第 30 条第 4 項関係)

特定事業終了確認結果通知書

特定事業終了確認結果通知書

[別紙参照]

別記第 47 号様式(第 31 条第 1 項関係)

特定事業譲受け許可申請書

特定事業譲受け許可申請書

[別紙参照]

別記第 48 号様式(第 31 条第 4 項関係)

特定事業譲受け届出書  
特定事業譲受け届出書  
[別紙参照]

別記第 49 号様式(第 32 条関係)

特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書  
特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書  
[別紙参照]

別記第 50 号様式(第 33 条関係)

特定事業相続等届出書  
特定事業相続等届出書  
[別紙参照]

別記第 51 号様式(第 35 条関係)

身分証明書  
身分証明書  
[別紙参照]

別記第 52 号様式(第 37 条関係)

代執行費用徴収職員証  
代執行費用徴収職員証  
[別紙参照]